

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県警察本部訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令

本庁

地方機関

議会事務局

教育委員会事務局本庁

教育委員会事務局地方機関

学校以外の教育機関

警察本部

警察署

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

労働委員会事務局

海区漁業調整委員会事務局

広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事	湯崎英彦
広島県議会議長	林正夫
広島県教育委員会委員長	平田克明
広島県警察本部長	平野和春
広島県選挙管理委員会委員長	橋本宗利
広島県人事委員会委員長	高升五十雄
広島県代表監査委員職務代理者	高橋義則
広島海区漁業調整委員会会長	山本正直

広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県職員き章に関する訓令（昭和四十三年
広島県警察本部訓令第一号）の一部
広島県議会議事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令

を次のように改正する。

第三条中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。